

平成 26 年度特別区国民健康保険基準保険料率の算定等について

1 高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップについて

一般会計繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成 29 年度までの 4 年間で高額療養費等の賦課額を算入することとし、毎年度 1/4 ずつ算入していく。

ただし、ロードマップ実施については、今後の医療費の伸びや広域化のスケジュールを踏まえる必要がある。毎年度の保険料率算定時に、保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応する。

2 平成 26 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

「住民税非課税者」を対象に平成 25 年度から実施している減額措置を引き続き実施する。なお、平成 26 年度は、旧ただし書き所得からその 25%を減額する。

減額措置に要する費用については、一般会計からの繰入額の増加を招かないようにするため、費用相当額の高額療養費等を保険料賦課総額に算入する。(約 11 億円)

高額療養費等の保険料賦課総額への算入については、減額措置相当分以外の高額療養費等を算入することとする。平成 26 年度の算入額については、ロードマップに基づき、減額措置相当分を含め高額療養費等の賦課額の 1/4 を算入する。(約 77 億円、うち減額措置相当分約 11 億円)

賦課割合については、医療費の増、診療報酬改定(0.1%増)及び高額療養費等の賦課額の 1/4 を算入するため、例年と比較して保険料の上昇幅が大きくなることから、保険料負担が厳しい世帯に配慮し、賦課割合を据え置き 58:42 とする。

3 高額療養費等の算入についての経緯

平成 12 年度の都区制度改革以前までは東京都の調整条例のもとに運営してきており、被保険者の負担軽減を図るため、当時から高額療養費は保険料賦課総額に算入していなかった。

また、平成 12 年度の改革時の際も、高額療養費を含めての算定は容易ではないとされ、算入をしてこなかった。

しかし、その後医療制度改革が進み、保険料算定における賦課方式が旧ただし書き方式に一本化されるなど、負担の公平が図られてきている。

区長会では、将来的に高額療養費を賦課総額に算入する必要性を認識しつつ検討を進め、平成 23 年度から保険料賦課方式を旧ただし書き方式とし、移行の際に経過措置を実施し、その財源を高額療養費とした。(平成 23 年度約 97 億円、平成 24 年度約 91 億円、平成 25 年度約 21 億円)

また、社会保障制度改革プログラム法では、平成 29 年度を目途に国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本とすることが規定されたことから、平成 26 年度から高額療養費等を本格的に算入することで、都道府県化に備えることとした。

高額療養費等は本来、保険料賦課総額に算入される費用ではあるが、1 回で全額算入する

と大幅な保険料増となるため、激変緩和として4年間で段階的に算入することとした。

4 国の社会保障制度改革プログラム法の概要（医療制度改革関連抜粋）

持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

医療保険制度等の財政基盤の安定化

- ・ 国民健康保険（国保）の財政支援の拡充
- ・ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、上記（国保の財政支援の拡充）措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な方策

保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・ 国保及び後期高齢者医療制度の保険料に係る低所得者の負担の軽減
- ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
- ・ 国保の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ

保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

参考 平成26年度一人当たり年間保険料

特別区 基礎分・後期高齢者支援金分（一般被保険者）

	平成26年度（案）	平成25年度	前年度との差（増減率）
賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42	
所得割率	8.47%	8.36%	+0.11ポイント
均等割額	43,200円	41,400円	+1,800円（+4.35%）
賦課限度額	67万円	65万円	+2万円
一人当たり保険料	103,103円	98,465円	+4,638円（+4.71%）

墨田区 基礎分・後期高齢者支援金分（一般被保険者）

	平成26年度（案）	平成25年度	前年度との差（増減率）
基準保険料率による算定額	96,940円	93,567円	+3,373円（+3.60%）
均等割軽減措置後の見込額	87,441円	85,675円	+1,766円（+2.06%）

墨田区 介護納付金分（一般被保険者＋退職被保険者）

	平成26年度（案）	平成25年度	前年度との差（増減率）
賦課割合（所得割：均等割）	50：50	50：50	
所得割率	1.77%	1.76%	+0.01ポイント
均等割額	15,300円	15,000円	+300円（+2.00%）
賦課限度額	14万円	12万円	+2万円
均等割軽減措置後の見込額	27,510円	26,899円	+611円（2.27%）